

許認可等の申請に対する処分の審査基準 個票

許認可等の名称	医薬品販売業（店舗販売業）の許可
根拠法令等の条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第1項、第26条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第139条 豊田市保健所長事務委任規則第2条第1項第23号
法令等の定め 又は概要	店舗販売業を行おうとする場合は、許可を受けなければならない。
審査基準	次の要件をすべて満たしている場合に、許可をする。 1 許可を受けようとする店舗の構造設備が、厚生労働省令で定める基準（薬局等構造設備規則第2条）に適合すること。 ・豊田市薬局等構造設備規則審査基準 ・豊田市薬局等構造設備指導指針 2 許可を受けようとする店舗において、薬剤師又は登録販売者を置くことその他その店舗において医薬品の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準（薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第2条）に適合すること。 3 申請者が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第5条第3号の規定のいずれかに該当していないこと。
設定年月日	平成10年4月1日（最終更新：平成26年11月25日）
標準処理期間	15日